

平成30年2月20日

大口町議会

議長 宮田和美様

大口町議会 議会運営委員会
委員長 丹羽 孝

大口町議会の休日、夜間開催に関する検討結果について（答申）

平成29年9月13日付けで議長から諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申

夜間議会及び休日議会は、時期尚早のため開催しない。

夜間又は休日の議会開催は、議会に対する住民の関心の高まりに寄与するものでなければならない。昨年7月に実施した「大口町議会に関するアンケート調査」の結果から、現時点では、本町議会が夜間議会や休日議会を開催した場合の有効性に疑問が残る。そのため、まずは、議会だよりやホームページによる情報発信、各行政区で実施する議会報告会等、現在の取組を着実に進め、住民の議会への関心を段階的に高める方を優先すべきと考える。

また、議会を夜間又は休日に開催した場合の、町執行部の関係職員の時間外勤務手当等、各諸経費の財源は税金で賄われるものであり、会議を開催する以上、本町議会として、傍聴者数の多寡のみにこだわるのではなく、費用対効果を意識する必要がある。

以上の観点から、夜間議会及び休日議会は、時期尚早のため開催しないこととする。

2 検討結果

「大口町議会の休日、夜間開催に関する検討結果」のとおり。

大口町議会の休日、夜間開催に関する検討結果

1 諮問内容

平成29年9月13日

大口町議会 議会運営委員会
委員長 丹羽 孝 様

大口町議会
議長 宮田 和美

諮問書

下記事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

大口町議会の休日、夜間開催について

2 答申時期

答申は、各議員の意見を十分考慮していただき、平成30年度内に試行できるようご配慮いただきたい。

3 検討の手順

- (1) 議員間の議論、検討
- (2) 地域住民、町内の各種団体からの意見聴取

4 検討の留意点

- (1) 町民が参加しやすいか
- (2) 議会アンケートでの意見が反映できているか
- (3) 議会の前向きな姿勢が示されているか
- (4) 執行部との調整はできているか
- (5) 会場は適正か
- (6) 職員が参加できるか

2 基本事項

大口町議会会議規則（抄）

昭和62年3月18日

議会規則第1号

（会議時間）

第8条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第 9 条 大口町の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条（議員の請求による開議）第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

3 検討結果

夜間議会及び休日議会は、開催しない。

【理由】

「夜間議会」とは、平日の昼間は仕事等で傍聴できない住民が多いことから、夜間に議会を開催するもので、「休日議会」とは、夜間議会と同様の理由で休日（例えば土曜日又は日曜日）に議会を開催するもので、いずれも、傍聴者が増えることを期待して実施するものである。

大口町議会では、大口町議会会議規則により、会議時間は午前 9 時 30 分から午後 5 時まで、また、町の休日は休会と規定しているが、いずれも議長が必要と認めるときは変更することができる等の例外規定がある。

議会運営委員会において検討した結果、夜間議会及び休日議会のあり方に関し、次の二点に集約した。

第一に、議会に対する住民の関心の高まりに寄与すること。

昨年 7 月に実施した「大口町議会に関するアンケート調査」の結果では、「議会に関心がない」と回答した住民の割合が高く、また、「夜間や休日に議会を開催してほしい」といった自由意見の記述もなかった。そのため、現時点では、本町議会が夜間議会や休日議会を開催した場合の有効性に疑問が残る。まずは、議会だよりやホームページによる情報発信、各行政区で実施する議会報告会等、現在の取組を着実に進めることで議会に関心を持ってもらえるよう、住民の議会への関心を段階的に高める方策を優先すべきであると考えます。

第二に、費用対効果を意識すること。

議会を夜間又は休日に開催する場合、町執行部の関係職員の会議への出席や待機に伴う時間外勤務手当の他、光熱費等の諸経費がかかることになる。それらの財源は、言うまでもなく税金で賄われるものであるため、会議を開催する以上、本町議会として、傍聴者数の多寡のみにこだわるのではなく、その費用対効果を意識する必要がある。

以上の観点から、議会運営委員会は、夜間議会及び休日議会の開催は、時期尚早と判断した。

4 検討の経過及び内容

平成29年 9月19日 議会運営委員会

【諮問について】

- ・議長からの諮問を受け、議会の休日、夜間開催の方向性について検討し、他の自治体議会での実施事例を調査することとした。

【意見】

- ・議会がやると言えば、当然、執行部も出席しなければならず、予算的な問題もある。「大口町議会に関するアンケート調査」の結果では、「議会に関心がない」という声が多く、果たして有効かどうか疑問に思う。自由意見にもないようである。
- ・平日、働いている人が議会の傍聴しやすいように行うもので、一般質問が多いようだが、1日のみ開催するとしてもコストはかかる。
- ・一時期、試行したものの、現在は実施していない他の自治体議会の事例もある。
- ・夜間・休日議会の実施の有無について、他の自治体議会の現状を調べたらどうか。

平成29年 9月27日 議会運営委員会

【諮問について】

- ・「第62回町村議会実態調査結果の概要」（平成29年2月 全国町村議会議長会）により、他の自治体議会の事例を確認した。
- ・委員会としての、本諮問に対する答申の方向性を確認した。

【確認事項】

- ・開催の実態としては、全国的にもあまり多くはなく、愛知県内での事例はない。
- ・岐阜県の神戸町と八百津町に実績があるが、神戸町は休日議会を4年程開催したが、効果がないと判断し、本年度からやめたとのこと。八百津町はたまたま休日に議会を開催せざるを得ない事件があったとのこと。
- ・「大口町議会に関するアンケート調査」の自由意見を再確認したが、夜間・休日議会の開催を望む声はなかった。

【意見】

- ・開催するとしても、やはり職員の休日出勤等、経費がかかることになる。費用対効果がないようならやめたほうがよいのではないか。
- ・費用対効果がないから、やっているところも少ない。
- ・議会を本当に見たいのなら、今はインターネットでも見られる。予算の面でも、議会にとってマイナスになるようなことをやる必要はないのではないか。
- ・防災行政無線では、議会日程の情報は提供しているが、法により時間が決められている。
- ・夜間議会や休日議会を何のためにやるのかというと、「本会議を傍聴したい」という声に応えたいということ。
- ・例えば、一般質問の通告の中身をホームページで知らせて、住民としては傍聴したいが平日だから傍聴できない、何とか土曜日や休日、夜間に議会をやってほしいという話になり、その時に初めて対応していくようなことではないか。
- ・まずは、議会に関心を持って、「傍聴したい」という気持ちを熟成させていくようなことを情報発信していくほうがよいのではないか。

平成30年 2月 6日 議会運営委員会

【答申の方向性について】

- ・昨年9月に検討した経過を踏まえ、答申の方向性について検討した。
- ・夜間・休日議会に関し、全議員からの意見や考え方を聴取した上で、答申の方向性を検討することとした。

【意見】

- ・長野県喬木村では、夜間・休日議会を開催している。議会運営委員会の検討のみでなく、実際に開催している議会を視察してみてもどうか。
- ・夜間・休日議会を1回開催したのみの議会ではなく、長く続けている議会を視察したらどうか。
- ・大口町議会として夜間・休日議会を開催する方向性があれば視察も考えられるが、効果があるかどうか問題である。議会アンケートで「議会に関心がない」という住民の声が多い中であっても、一度やってみようということならよいが。
- ・議会報告会の参加者数をみても、夜間・休日議会の効果を疑問に思う。まずは、議会報告会に力を入れたらどうか。
- ・夜間・休日議会を開催するか否かは別に、視察や検討をしてはどうか。
- ・何のためにやるのか、傍聴者を増やすためか。目的をはっきりさせるべきではないか。
- ・定数及び報酬と同様に、全議員の意見を聞いてはどうか。

【答申の方向性について】

- ・全議員から、夜間・休日議会に対する意見や考え方を聴取した結果を踏まえ、議会運営委員会としては、夜間・休日議会の開催は時期尚早とすることで答申の方向性を決定した。

【答申案について】

- ・答申案を決定した。また、答申の最終的な取りまとめは、委員長及び副委員長に一任することとした。
 - ・平成30年2月20日開催の全員協議会の議題とすることとした。
-

5 資料

- ・第62回町村議会実態調査結果の概要
(平成29年2月 全国町村議会議長会)
- ・平成28年度 市議会の活動に関する実態調査結果
(平成28年10月 全国市議会議長会)
- ・夜間・休日議会に対する各議員の考え
(平成30年2月14日現在)

【第62回】

町村議会実態調査結果の概要

(平成28年7月1日現在)

平成29年2月

全国町村議会議長会

リスト28 議会活性化⑥

都道府県	町村数	休日議会		夜間議会		模擬議会等				
		開催 町村	開催 日数	開催 町村	開催 日数	こども 議会	女性議会	その他	議会報告会 住民懇談会	議会モニター 議会アドバイザー
北海道	144	8	9	6	9	13	0	5	56	8
青森県	30	0	0	2	2	4	0	0	5	0
岩手県	19	0	0	0	0	5	0	1	9	2
宮城県	22	2	3	0	0	8	0	0	19	1
秋田県	12	0	0	0	0	1	0	0	5	0
山形県	22	0	0	1	1	1	1	3	12	3
福島県	46	3	3	2	2	9	0	1	18	2
茨城県	12	1	1	0	0	3	0	0	5	0
栃木県	11	0	0	0	0	2	0	0	5	2
群馬県	23	0	0	0	0	4	0	0	6	0
埼玉県	23	1	1	1	1	4	1	1	6	1
千葉県	17	1	1	0	0	5	0	0	2	0
東京都	13	0	0	0	0	3	0	0	2	0
神奈川県	14	1	1	0	0	6	0	0	11	0
山梨県	14	1	1	0	0	0	0	0	5	4
新潟県	10	0	0	0	0	0	0	0	4	1
富山県	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0
石川県	8	0	0	0	0	2	0	0	2	1
福井県	8	0	0	0	0	1	0	0	4	0
長野県	58	2	2	0	0	10	0	1	32	4
岐阜県	21	2	5	0	0	4	0	0	6	0
静岡県	12	0	0	0	0	2	0	0	3	0
愛知県	16	0	0	0	0	0	1	0	6	0
三重県	15	0	0	0	0	5	0	0	2	0
滋賀県	6	0	0	0	0	5	0	0	2	0
京都府	11	0	0	0	0	1	0	0	5	1
大阪府	10	0	0	0	0	0	0	0	2	0
兵庫県	12	1	1	0	0	4	0	0	6	0
奈良県	27	0	0	0	0	4	0	0	8	0
和歌山県	21	0	0	0	0	5	0	0	2	0
鳥取県	15	0	0	0	0	2	0	0	14	1
島根県	11	1	1	0	0	3	0	0	2	0
岡山県	12	0	0	0	0	4	0	0	4	0
広島県	9	0	0	0	0	1	0	0	5	0
山口県	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	16	0	0	0	0	5	0	0	2	2
香川県	9	0	0	0	0	6	1	0	2	1
愛媛県	9	0	0	0	0	2	0	0	3	1
高知県	23	1	1	0	0	2	0	0	8	0
福岡県	32	1	4	0	0	2	0	1	12	1
佐賀県	10	1	3	0	0	2	0	0	4	0
長崎県	8	0	0	1	2	3	0	0	5	0
熊本県	31	1	2	0	0	6	0	1	6	2
大分県	4	0	0	1	2	0	0	0	2	0
宮崎県	17	0	0	0	0	3	0	0	6	0
鹿児島県	24	4	4	1	2	5	0	0	15	2
沖縄県	30	0	0	1	8	5	0	0	4	1

都道府県名	町村名	休日議会	夜間議会
		開催 日数	開催 日数
北海道	福島町	0	1
北海道	知内町	1	1
北海道	東川町	1	0
北海道	中頓別町	2	0
北海道	置戸町	1	0
北海道	安平町	1	0
北海道	むかわ町	1	0
北海道	更別村	0	4
北海道	大樹町	0	1
北海道	本別町	0	1
北海道	足寄町	1	0
北海道	浦幌町	1	1
青森県	鱒ヶ沢町	0	1
青森県	佐井村	0	1
宮城県	川崎町	1	0
宮城県	亘理町	2	0
山形県	三川町	0	1
福島県	鏡石町	1	0
福島県	中島村	0	1
福島県	石川町	1	0
福島県	三春町	1	0
福島県	小野町	0	1
茨城県	大洗町	1	0
埼玉県	三芳町	1	1
千葉県	大多喜町	1	0
神奈川県	開成町	1	0
山梨県	富士川町	1	0
長野県	麻績村	1	0
長野県	池田町	1	0
岐阜県	神戸町	4	0
岐阜県	八百津町	1	0
兵庫県	猪名川町	1	0
島根県	西ノ島町	1	0
高知県	日高村	1	0
福岡県	大刀洗町	4	0
佐賀県	基山町	3	0
長崎県	小値賀町	0	2
熊本県	大津町	2	0
大分県	九重町	0	2
鹿児島県	大崎町	1	0
鹿児島県	東串良町	1	0
鹿児島県	南大隅町	1	0
鹿児島県	大和村	1	2
沖縄県	北中城村	0	8
合計		43	29

平成 28 年度
市議会の活動に関する実態調査結果
(平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

平成 28 年 10 月

全国市議会議長会

【2-10】休日議会の開催事例

(平成27年1月1日～12月31日、19市21件)

都道府県	市区名	人口段階	開催日	会議名	開催内容	傍聴者数
岩手県	北上市	B	12月30日	第209回12月臨時会議	報告2件条例1件(市税条例の一部改正)	2
宮城県	石巻市	C	9月19日	平成27年石巻市議会第3回定例会	一般質問	4
山形県	上山市	A	12月6日	平成27年12月第465回定例会	一般質問	111
石川県	加賀市	B	6月13日	平成27年6月定例会	質疑・一般質問	29
石川県	加賀市	B	6月14日	平成27年6月定例会	質疑・一般質問	14
東京都	小金井市	C	3月1日	平成27年第1回小金井市議会定例会	一般質問	27
東京都	国分寺市	C	2月22日	平成27年国分寺市議会第1回定例会	市長の施政方針に対する各会派からの代表質問	34
東京都	国立市	B	2月28日	平成27年国立市議会第1回定例会	第1回定例会で行う市長施政方針表明に対する会派代表質問(時間制限あり)	16
埼玉県	朝霞市	C	12月29日	平成27年第4回朝霞市議会定例会	提出議案の審議・閉会	3
埼玉県	和光市	B	2月22日	平成27年和光市議会3月定例会	議会運営委員会委員長報告・陳情の報告・施政方針・提出議案の報告、上程・施政方針に対する質問	11
埼玉県	新座市	C	6月14日	平成27年第2回新座市議会定例会	一般質問、議場コンサート(休憩時間中)	47
埼玉県	久喜市	C	2月22日	久喜市議会平成27年2月定例会	市政運営並びに予算編成の基本方針に対する代表質問	28
大阪府	大東市	C	3月1日	平成27年3月大東市議会定例会月議会2日目	代表質問	43
大阪府	羽曳野市	C	2月28日	平成27年第1回3月定例会	平成27年度施政方針に対する代表質疑	18
大阪府	藤井寺市	B	3月8日	平成27年第1回定例会	一般質問	16
京都府	綾部市	A	3月8日	平成27年3月綾部市議会定例会	一般質問(代表質問)	84
兵庫県	高砂市	B	3月21日	平成27年3月定例会	本会議(一般質問)	33
岡山県	笠岡市	B	3月7日	平成27年第1回笠岡市議会定例会	一般質問(代表)	12
岡山県	笠岡市	B	9月6日	平成27年第4回笠岡市議会定例会	一般質問(代表)	7
福岡県	豊前市	A	5月9日	平成27年第2回臨時会	元ハワイ州知事ジョージ・アリヨン氏歓迎等議会	61
鹿児島県	鹿児島市	G	2月21日	平成27年第1回鹿児島市議会定例会	鹿児島市議会議員定数条例一部改正議案に対する個人質疑	13

【2-11】夜間議会の開催事例

(平成27年1月1日～12月31日、3市3件)

都道府県	市区名	人口段階	開催日	会議名	開催内容	傍聴者数
北海道	夕張市	A	6月5日	平成27年第2回定例夕張市議会	一般通告質問	36
大阪府	大東市	C	9月25日	平成27年9月大東市議会定例月議会3日目	一般質問	44
熊本県	荒尾市	B	9月25日	平成27年第5回荒尾市議会9月定例会	一般質問	106

【2-12】本会議における公聴会、参考人招致、秘密会の事例

(平成27年1月1日～12月31日)

事例	市数	件数
本会議における公聴会の開催事例	0	0
本会議における参考人の招致事例	6	6
本会議を秘密会とした事例	2	3

【夜間・休日議会に対する各議員の考え】

夜間・休日議会	考え方
<p>調査研究を行ってから答申を出した方がよい。</p>	<p>国においても、地方議会のあり方について、来月にも案が発表されようとしています。議員の「なり手不足」が時に町村議会で問題となっております。国の方で検討されている内容の中で取り上げられているのは、長野県喬木村などでした。喬木村では、会社勤めでも議会に出られるように、勤め先に協力を求めること、夜間や休日の活用で議会活動が行えることなど、単に夜間議会、休日議会を行っているだけでなく、「なり手不足」への対応も考えられています。この他にも、先進の事例があると思います。</p> <p>大口町では、前回の選挙で、誰が落選するか、関係者なら「分かる」結果も今のところありません。無投票という事態も今のところありません。前回のようない選挙が続くようなら、「なり手不足」への対応をしなければなりません。</p> <p>調査研究をよく行って、結論を出すことを望みます。</p>
<p>議会改革を進める中、他に取組むべき事項・検討すべき事項が多々ある。</p>	<p>夜間・休日に議会を開催する目的・意義に関しては、残念ながら自身の中での「なぜ」が解消されておりません。議会改革を進める中にあっては、他に取組むべき事項・検討すべき事項が多々あると思います。</p> <p>事由：夜間・休日に議会を開催する狙いは何か？これにハッキリさせないと前には進めないとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単に傍聴者増を期待するものか？ 2 現在の平日昼間の開催を夜間にするとすると、例えば、夕方5時から会議を始めて朝方の2時3時まででやるとのことなのか？ 3 現在の1日で終わる平日の会議を2日・3日に分けて、例えば夕方7時から会議を始めて10時までとすることなのか？ 4 現在の平日昼間の会議を休日のみで行うとすると、会期は1か月をオーバーしそうだが、デメリットはないのだろうか？ 5 議員報酬を減らすための議員のなり手不足対策なのか？ 6 本会議・委員会・協議会といたして全ての会議を夜間または休日に開催することは、議員・職員含め、関係者全ての生活パターン等に大きな影響があると思われ、誰にとつてどんなデメリットがあるのかを明確に示さないと思いません。
<p>一度、試行するのも方法だが、議論が必要である。</p>	<p>議会報告会、意見交換会の参加人数を考えると、また、アンケート結果を考えると、政治ということに関して関心が無いと思えますが、私自身も議員になる前で今回のアンケートの内容であれば、結果、同様な回答をしたと思えます。今回の報告会で答弁もありました。</p> <p>費用対効果の問題もあります。休日、夜間議会を開催すれば、関心が高まるのか？傍聴席がほぼ埋まるのか？正直迷います。</p> <p>一度、試してみるのも一つの方法ですが、部分的なのか、会期中全部なのか（さすがに無理と思う。）、一般質問のみ、予算審議、決算審議の質疑応答のみなのか？開催するにあたり、今後議論が必要な課題であります。</p> <p>大口町議会の休日、夜間開催に関する検討資料の3頁に「意見」の記載事項で、一般質問の自身をホームページで知らせる。その上で、住民の意見を聴いてみて、要望が多数あれば、試験的に開催でもよいと思えます。ただ、一般質問はパソコンで見ることができず、予算、決算はおそらく住民の方は来られられないのではとも思っています。</p>
<p>現時点で議論するのは時期尚早と考える。</p>	<p>夜間・休日議会の開催により、より多くの町民が傍聴できるようになり、議会の透明性確保や若い人たちの政治参加あるいは議員のなり手不足解消への期待があると思えますが、現実として庁舎管理上の問題、それに伴う費用の面、インターネットでの録画中継を行っていることなどを考慮すると、今はまだ現状のままではよいと思えます。働き盛りの現役世代が本業と議員を両立しやすくする夜間・休日議会は、重要な問題提起であると思いますが、地方議会は「憲法第8章 地方自治」にあるとおり、国の定めた法律の範囲内で条例を作るだけであって、議員報酬もそうですが現時点で議論するのは時期尚早と考えます。</p> <p>今後は世界の自治体との比較の中で地方議会議員の無給のボランティア活動も視野に入れた根本的な改革が求められると思っています。</p>
<p>開催しなくてもよい。</p>	<p>夜間・休日議会は、開かなくてもよいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町民からの要望があるわけでもなく、それをあえて行うのは、我々議員の自己満足だけのようには思いません。 2 資料を見ても、愛知県は行っている自治体はゼロであるし、他県では、過去に行っていたが現在は行っていない。ということは、あまり効果が認められないためであったのではないかとします。 3 議会のパフォーミングの面、行政側に出席を求めるとは、効果もかかるし、経費もかかるし、効果の面でもどうかと考えます。 4 代案として、議会ではなく、また、議会報告会というスタンスではなく、議員を囲む会として、フリートークで、毎月、各行政区で各地の学共を借り、4～5人の議員が出席して、参加者とフェイイス・トワー・フェイイスで議論した方が効果的ではないでしょうか。出席者は、議長、副議長と各地域に近い議員でどうでしょうか。そうすれば、議員の見え方の化にもなると思えます。
<p>開催するなら、何に焦点を当てて考える必要がある。</p>	<p>夜間・休日議会を開催するにあたり、何に焦点を当てるかを考える必要があると思えます。</p> <p>第一に、住民が傍聴しやすく、傍聴することにより議会に少しも関心を持ってもらうようになり、毎日働いてみている人が、その貴重な時間を割いて議会に足を運ばれることは到底考えられません。それならば、多少年齢的に偏りがある方が、可能性のある方々の起り起こしを工夫していただく方が、よい結果が出ると思えます。あまり勧められない方法ではないかと思えます。何しろ、まず斬新なアイデアのもとに人を集めることですか？簡単なことを言えば、議会傍聴カードなどを試してみようと思えます。何しろ、まず斬新なアイデアのもとに人を集めることです。</p> <p>第二に、若い働き盛りの年齢の議員を集めるために、活動しやすい夜間・休日議会を開くというのであれば、話は根本から違いますが、これには有識者等による多くの人々の英知を集める必要があると思えます。</p>

【夜間・休日議会に対する各議員の考え】

夜間・休日議会	考え方
<p>試行として、一度実施の方向で進めてもよいと思う。</p>	<p>4 7 都道府県ある中、東海3県下の町村数は岐阜県が21、愛知県が16、三重県が15、合計52町村がある中、夜間・休日議会を開催したのは、岐阜県の神戸町と八百津町の2町議会である。 先の議会アンケート結果をみても、関心がないとの回答者が半数近くにも及んでいる。この関心のなさを打破する一つの手立てとして、夜間・休日議会の開催は理解する。 メリット・デメリットも多々あるかと思うが、試行として一度実施の方向で進めてもよいと思います。実施するにあたっては、開催日の議会協議内容と関係職員の経費の算出など、細やかな調査、調整等が必要かと思う。</p>
<p>現状では開催する必要はない。</p>	<p>取り組む意味はあるかと思うが、 1 今以上の経費をかけて議会を運営することに住民が納得するのか疑問である。 2 初めのうちは傍聴者もそれなりに来てくれるが、果たして多くの方が貴重な休日や夜間の時間を割いてまで議事を傍聴されるのか疑問である。（住民にとって、魅力のある議会にしていかないと、現状では無理と思う。） 3 夜間・休日議会の開催は、単純に議会を傍聴する人を増やすことが目的ではなく、傍聴した人の声を議会運営に活かすことが前提であると思う。そうした意味合いでは、現在行っている議会報告会や意見交換会を活性化させることの方が、住民の意見が直に聞けるのではないか？ 以上のことから、現状では夜間・休日議会はする必要はないと思う。</p>
<p>現時点で開催する効果、必要性はない。</p>	<p>開催しても、費用対効果を考えると、職員の手間が増えるだけで効果はないと思う。 アンケート結果には、そのような意見がなかったことを考えると、特に現時点では必要ない。</p>
<p>現時点では、実施する必要性を感じていない。</p>	<p>1 休日・夜間議会を実施する前に、検討すべきこと ・開催目的を明確にすべきである。議会傍聴者に、一般質問の通告書をホームページにアップする。議会でのすべての委員会を公開する。住民との多様な意見交換の場を工夫する。開催時間は、それぞれどのようなか。質疑、一般質問など、何を行うのか。 2 住民の声や他自治体の傾向 ・議会アンケートの自由記述はなかった。議会報告会では、夜間議会開催の検討をしたらどうかの意見が1点あった。全国的にも、継続的に実施している議会は少ない。</p>
<p>現状では休日・夜間議会開催の施行は時期尚早と考える。</p>	<p>総務省の地方議会に関する研究会報告書では、町村等の小規模団体においては、行政が住民に身近なものとなっており、地域に密着した政策課題等への対応が多くなるものと考えられる。議会運営については、議案の処理件数、年間会期日数、議事事務局職員数が少ない状況にある。また、議員定数が少ないこと、兼業議員の割合が高いなど、一般的に議員の専門性は確保しにくい傾向があるのではないかと考えられること、人口流動性が小さく議員と住民との結びつきは比較的強いこと、無所属議員が多いこと、議員のなり手が少ないことなどが挙げられる。他方、長等の執行部局は小規模組織となるため、広範な行政ニーズにきめ細かく対応できる政策形成能力を開発すること、議員の負担も軽減されること、人口減少と高齢化で議員の活動が難しくなることなどを容易にするため、休日・夜間等に議会を開催すること、議員が仕事を続けながら、議員活動できるようなのが狙いという。 平日の昼間に仕事を続けながら、議員活動できるようなのが狙いという。 本町議会は、今回のアンケート結果で、議員と住民との結びつきが比較的弱いことが指摘された。この対応として、これまでの議員間協議でいろいろな意見が出され、それぞれの議員が地域の利害や身近な住民の意見等の把握に努め、一般質問などを通じて提案し、審議し、集約し、提言に結び付けていくなど議員個人の活動の見える化が重要とされた。過疎化に関しては、大町町総合計画でも示されているように、他の過疎化が進む町村と異なり、本町では、こしばらくは人口の増加が見込まれ、新しい住民の意見等の把握が必要と考えられる。その上で、議会運営委員会や各常任委員会や各常任委員会の連携しつつ町の政策形成に関わっていくことが求められる。 監視機能のため専門性の確保については、議会全体の問題であり、各議員が今後とも研修等の充実により専門性のアップのため注力し、議会力をあげていくことが必要と考える。また、議員のなり手不足は本町においても大きな課題ではあるが、これまでの議会選挙は無投票の選挙もなかった。休日・夜間議会開催が、専門性の高い議員やなり手解消のため即効性があるとは考えにくい。 さらに、昨年の議会運営委員会でも討議されたように、費用対効果面でも討議されたように、費用対効果面でも課題が多い。 一方、本町の議会事務局では、まちづくり基本条例に基づき、毎年、3地域ごとに地域懇談会を開催し、地域の課題を拾い上げ、町の課題とされている。また、地域自治組織も、テーマごとに分科会を設け、地域住民の意見を組み入れ、課題解消対応を行っている。 こうした状況を考えると、まずは議会報告会の更なる充実や各常任委員会で分野ごとに住民意見をくみ上げ、議員間討議を通じ政策提言を行うなど議会力のアップが必要であり、まずは、住民が参加したくなくない。だから、やらないより、やる方向は考えられないか。</p>
<p>新しい取り組みとして、まずは休日議会を実施したい。</p>	<p>議会活性化の資料を頂いて、全国的にみても夜間議会、休日議会を実施しているところは非常に少ないことが分かった。しかし、ゼロではない。前向きに考えれば、県内で最初に取り組みたい。夜間議会より、まず休日議会を実施したい。先の議会報告会でも、土日開催で多くの皆さんに参加していただいた。これが議会であれば、現実の傍聴者よりもっと多くの傍聴者に参加していただけたらいいと思う。関心のない町民に少しでも議会の方を見ていただくために何ができるのか。考えたら、今までは変わった議会でいくべきではないのか。現在、県内では16町村どこも休日議会をしていない。だから、やらないより、やる方向は考えられないか。</p>

【夜間・休日議会に対する各議員の考え】

夜間・休日議会	考え方
<p>現時点では、休日・夜間議会の開催は必要ない。</p>	<p>アンケートによれば、議場での傍聴参加5.4%、インターネットでの視聴1.8%、また、定例会の開催を知らない72.3%と、議会に対する関心が向えない。議会開催日の情報源ともいうべき議会だよりを見ることがない9.2%、読まない16.6%、また、ホームページを知らないが41.7%と、議会傍聴に参加意欲が認められない。</p> <p>他の自治体議会においても、一度はやってみたものの継続されていないと思われる。</p> <p>費用対効果を考えた時、現状以上の効果が期待できるとは思われない。</p>
<p>休日・夜間議会が、有効な手段とは思わない。</p>	<p>この件については、一時、多くの議会でも議会改革として議論されてきましたが、実際に実行された例はほとんどなく、とても有効な手段とは思いません。</p> <p>町長始め議員への負担、費用対効果、議会日程の調整なども、とても難しいと思います。むしろ、議会に関心を持ってもらえるような方法を考えるべきだと思いますが、なかなかこれが難しい問題です。</p> <p>議会だよりや広報無線の利用だけでは限界があり、目先の仕組みや手法を変えるのではなく、結局は議員個々が、議員・議会活動に努力することが一番重要だと思います。</p>
<p>効果はつきりしていないのが現状だが、やってみてもいいのではないか。</p>	<p>人口減少や少子高齢化による議員のなり手不足に対する方策として、休日・夜間議会の開催を施行した自治体もありますが、まだ数少ないし、その効果もまだはつきりしていません。</p> <p>しかるに、わが大口町では、費用対効果とか議会への関心を高める意味からしても如何にすべきか、正直よく分かりません。</p> <p>しかし、その思いや考え方も多様化している昨今、正解の見つけにくい世の中だからまずはやってみる、間違ったらやり直せばいいという思いもあります。失敗を恐れて過度に慎重になりすぎるのも如何なものかと思えますし、愚直に挑むことが、意外と新たな議会への関心高揚の突破口になるかもしれないという気がします。</p>

- 9人 現時点で開催する必要性なし
- 5人 開催する方向性あり
- 1人 答申には調査研究が必要